

規制改革ホットライン処理方針
(令和4年2月28日から令和4年3月25日までの回答)

共通課題対策ワーキング・グループ関連

提 案 事 項	所管省庁 回 答	区分(案) (注)	別添の該当 ページ
オンライン登記申請の電子証明書を携帯電話で代替すること	その他	◎	1
13. 裁判所による預金債権に係る情報取得手続のデジタル化の実現	検討に着手	◎	2
17. 利子補給事業における申請書等への押印の廃止等	【内閣府】 その他 (原則対応、一部対 応不可) 【厚生労働省】 対応不可	◎	3
デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目	対応不可、その他	◎	4
事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目	検討を予定(一部、 現行制度下で対応 可能)	◎	5
ハローワークインターネットサービス上での求職者登録	上段は現行制度下 で対応済み 下段は対応を検討	◎	6
国家資格受験申込の電子申請化	検討に着手	◎	7
税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進	検討を予定	◎	8
公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加	その他	◎	9
国税納付の電子化について	検討を予定	◎	10
公的資格の各種講習会の更なるオンライン化の加速	【総務省】 対応	◎	11

(注)

◎	各ワーキング・グループで既に検討中又は検討を行う事項
○	所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
△	再検討の可否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

提案内容に関する所管省庁の回答

別添

共通課題対策WG関連

番号: 1

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	オンライン登記申請の電子証明書を携帯電話で代替すること
具体的内容	<p>登記申請をオンラインで行う場合、事前準備として電子署名を付与することが求められる。これは1.作成者の確認と2.データの改ざん防止が目的である(法務省のYouTube動画の説明)。すなわち、電子署名によって本人確認を行っていることになる。しかし、書面申請においては、一部の登記を除いて実印が求められることはなく、三文判で申請書や委任状を作成できる。</p> <p>申請人の住民票や印鑑証明書も必要としない登記では、誰が申請しても本人かどうかはわからない手続になっている。では、なぜ書面申請が本人確認をしていないにもかかわらず、オンライン申請のみ厳格な本人確認を求めるのか。(続く)</p>
提案理由	<p>(承前)これではオンラインの利用促進と言いながら、一方的にオンライン手続のみを厳しく規制しているだけではないか。また、改ざん防止についても、そもそも三文判で第三者が不正な登記を書面申請で行うことができるのに、オンライン申請のみ厳格な改ざん防止を規定しても、書面申請を抜け道として使われるだけである。たとえば、合併による抵当権に移転と抹消のように、添付書面なしで登記識別情報を詐取し、それとともに三文判で作成した委任状によって不正な登記を作出できてしまう。</p> <p>書面申請は電子署名のように足がつかないからである。したがって、オンライン申請の普及と書面申請における本人確認とのバランスをとらなければならない。一つの方法は、オンライン申請も書面申請も、スマートフォンによる本人確認制度を創設することである。現在、金融機関や証券会社などではスマホアプリが利用されているが、なぜ登記手続では同様の利用法が出来ないのか。不動産と金銭と株式とでは資産管理のセキュリティレベルがそれほど違うのか。少なくとも三文判で作成できる書面申請よりも、契約時に本人確認が実施されている携帯電話のほうがよほど安全である。また、法務省が申請人に対し携帯電話回線を用いて申請内容を確認するメールを送れば、送信途中で改ざんが行われていないことを確認できるのではないか。オンライン申請でどれだけセキュリティを高めても、アナログな抜け道があっては意味がない。オンライン申請に電子署名が必要であるならば、押印廃止の流れに逆らっても、すべての書面申請に印鑑証明書を添付させるべきではないか。</p>
提案主体	商業登記ゲンロン

	所管省庁	法務省
制度の現状	登記申請を電子申請(オンライン申請)の方法で行う場合には、申請情報及び添付情報に電子署名を行うこととされ、また、電子証明書を併せて、送信することとされています。	
該当法令等	不動産登記令第12条、第14条 商業登記規則第102条	
対応の分類	その他	
対応の概要	<p>オンライン申請における電子文書の場合、書面に比し、容易に変更することができ、かつ、その形跡が残らないことから、その変更の有無を確認することができるようにするとともに、当該電子文書の作成者本人が作成したものであることを証明するため、電子署名を必要としているものです。</p> <p>したがって、提案の内容にある、オンライン登記申請における電子署名及び電子証明書を携帯電話を用いた確認で代替することは、困難であると考えますが、オンライン登記申請における利便性の向上につきましては、引き続き検討したいと考えています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:2

	所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
--	-------------	----------	----------	-----------

提案事項	13. 裁判所による預金債権に係る情報取得手続のデジタル化の実現
具体的内容	裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答を電子化する。
提案理由	<p>○2020年4月の民事執行法改正において、強制執行の実効性を高めるため、債権者が債務者の財産に関する情報を、債務者以外の第三者から取得できる手続が新設された。</p> <p>○本手続きにおいて、裁判所から金融機関に対する預金債権に係る情報の提供命令および金融機関からの回答は書面により行わなければならない。</p> <p>○これらが電子化されれば、ペーパーレス化による債権者・裁判所・金融機関の書面取り扱い負担の軽減、回答の迅速化に資すると考える。</p>
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁	法務省
制度の現状	御指摘のとおり、債務者の預貯金債権等に係る銀行等及び振替機関等の情報の提供は、書面でしなければならないものとされております。	
該当法令等	民事執行法第207条、第208条	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	民事執行手続のIT化については、令和4年2月、法務大臣より法制審議会に諮問がされたところであり(諮問第120号)、今後、法制審議会において調査審議がなされる予定です。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:3

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	17. 利子補給事業における申請書等への押印の廃止等
具体的内容	利子補給事業における各種申請書等への代表者印を廃止する。また、申請書類等の郵送を廃止し、電子化する。
提案理由	○①新型コロナウイルス感染症対応の実質無利子・無担保融資における利子補給金交付申請書(一部の地方自治体)や、②内閣府の「総合特区支援利子補給金」および厚生労働省の「雇用創造プロジェクト関連利子補給」における利子補給契約書で代表者印が必要となっている。また、これらの書類は郵送による提出が求められている。 ○政府において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが進められており、その一環として、利子補給事業における各種申請書等の代表者印を廃止していただきたい。電子メールによる提出のみでよいこととする事で、行政、銀行双方のペーパーレス化、事務効率化につながる。
提案主体	(一社)全国地方銀行協会

	所管省庁	内閣府厚生労働省
制度の現状	<p>【内閣府】 (総合特区支援利子補給金について) 総合特区支援利子補給金における各種書類のうち、利子補給契約書については、押印をすることとしており、郵送での手続きをお願いしております。 一方、それ以外の全ての提出書類については、令和4年1月までに、押印廃止、電子での提出を可能とするよう運用を変更しています。</p> <p>【厚生労働省】 (地域雇用創造利子補給金(地域活性化雇用創造プロジェクト)交付要綱別紙7-1及び地域雇用創造利子補給金(戦略産業雇用創造プロジェクト)交付要綱別紙7-1について) 地域雇用創造利子補給金及び戦略産業雇用創造プロジェクト関連融資利子補給金については、地域活性化雇用創造プロジェクト及び戦略産業雇用創造プロジェクト(※1)に参加する事業者に対して金融機関が行う融資事業に対し、必要な経費を国が利子補給(※2)することにより、雇用情勢が厳しい都道府県における雇用機会を増大させ、労働者の雇用の安定を図ることを目的として実施しております。 (※1)戦略産業雇用創造プロジェクトについては、平成30年度をもって終了し、利子補給については経過措置として実施しております。 (※2)利子補給は、当該融資の1.0%を上限として、利子補給の期間は最長5年間、1件あたりの対象融資限度額10億円として実施しております。</p>	
該当法令等	<p>【内閣府】 ・総合特別区域法 ・総合特別区域法施行規則 ・総合特区支援利子補給金交付要綱</p> <p>【厚生労働省】 雇用保険法施行規則第140条の2第2項 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令 厚生労働省所管補助金等交付規則</p>	
対応の分類	【内閣府】その他(原則対応、一部対応不可)【厚生労働省】対応不可	
対応の概要	<p>【内閣府】 (総合特区支援利子補給金について) 利子補給契約書に関しては、国の予算の支出に直結する契約であり、行政手続の中でも慎重を期す必要性が高く、さらに、契約の法的安定性を図る必要性があることから、押印をお願いしています。 一方、それ以外の利子補給事業に関する全ての提出書類については、令和4年1月までに押印を廃止し、電子提出を可能とするなど、金融機関の負担軽減に取り組んでおり、引き続き制度の利便性向上に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>【厚生労働省】 (地域雇用創造利子補給金(地域活性化雇用創造プロジェクト)及び地域雇用創造利子補給金(戦略産業雇用創造プロジェクト)について) 国が令和2年度に実施した書面規制、押印、対面規制見直しの中で、契約書に関しては、「国の収入および支出に直結する契約は、行政手続の中でも慎重を期す必要性が高く、さらに、契約の法的安定性を図る必要性がある」ことから押印存続とされており、利子補給契約についても同様の理由から押印をお願いします。 なお、当該契約書以外の書類については、令和3年1月の改正において、代表者印の押印を廃止するとともに、電子メールによる提出も可能とするなど、金融機関の負担軽減に取り組んでおり、引き続き制度の利便性向上に取り組んでいきたいと考えています。</p>	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:4

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	デジタル化・オンライン化の推進と利便性の向上を求める項目
具体的内容	マイナンバーカードの機能拡充
提案理由	マイナンバーカードに新型コロナワクチンの接種予約、接種状況を確認できる機能を導入されたい。また、運転免許証等の公的身分証に加え、建設キャリアアップシステム(CCUS)で利用する「建設キャリアアップカード」の情報を統合し、建設技能労働者の利便性を向上されたい。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	デジタル庁 厚生労働省 国土交通省
制度の現状		<p>【デジタル庁】 マイナンバーカードは、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる身分証であり、安全安心なデジタル社会の「パスポート」として、デジタル社会の重要なインフラのひとつです。</p> <p>【厚生労働省】 新型コロナワクチンの予約方法は、自治体によって様々ですが、HPを通じた予約でもLINEを通じた予約でも、接種券番号によって対象となる個人を特定することが一般的です。</p> <p>【国土交通省】 建設キャリアアップシステム(CCUS)は、ワクチン接種や運転免許証等の公的身分証と同様に、マイナンバーカードとの連携をしておりません。</p>
該当法令等		<p>【厚生労働省】 なし</p> <p>【国土交通省】 なし</p>
対応の分類		対応不可、その他
対応の概要		<p>【デジタル庁】 マイナンバーカードの普及においては、広く利用されるシーンの拡充を図ることが必要と考えており、各種カード等との一体化など、関係府省庁や地方自治体と連携して推進してまいります。</p> <p>【厚生労働省】 新型コロナワクチンの予約に当たっては、予約を申し込む方が接種対象となるのか確認することが必要です。ご指摘のようにマイナンバーを用いて予約することを可能とするためには、予約システム、市町村の予防接種台帳、VRSがマイナンバーによって紐付いていなければなりません。このシステム改修については、膨大なコストを要することから、新型コロナワクチンについて対応することは困難です。 なお、接種事務のデジタル化については、現在、厚生労働省において、関係省庁とも連携しながら検討中です。</p> <p>【国土交通省】 建設キャリアアップシステムとマイナンバーカードとの連携については、すでに政府の「デジタル社会実現に向けた重点計画」に基づき取り組んでいるところです。</p>

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:5

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目
具体的内容	事務手続や書類の簡素・簡便化を求める項目
提案理由	雇用保険の資格取得手続等で、雇用契約書の添付が義務付けられているが、電子証明による電子契約書のデータを直接添付することは認められず、一度印刷してPDFファイルにしたデータを添付する必要がある。電子契約書を直接添付して提出できるように手続を改善されたい。
提案主体	日本商工会議所

	所管省庁	デジタル庁、厚生労働省
制度の現状	雇用保険被保険者資格取得届等を電子申請で行う際に添付できるファイルについては、doc,jtd,xls,xlsx,pdf,jpgの形式としています。 このため、AATL方式で署名が付与された電子契約書PDFファイルは添付が可能です。 また、過去の取扱実績からみて適正な事務処理が行われているなど一定の要件を満たすものとして承認を受けた事業所は、確認書類の添付を省略することができます。	
該当法令等	雇用保険法第7条、 雇用保険法施行規則第6条第4項、5項、6項	
対応の分類	検討を予定（一部、現行制度下で対応可能）	
対応の概要	御提案の「電子契約書を直接添付」がいかなる形式・方式によるものか必ずしも明らかではありませんが、電子申請の受付を行うシステム（e-Gov、マイナポータル）としては添付ファイルの形式に制限は設けられていないため、添付可能なファイル形式の拡大について、費用対効果を踏まえつつ検討してまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:6

所管省庁への検討要請日	令和4年3月4日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	ハローワークインターネットサービス上での求職者登録
具体的内容	オンライン上で求職登録が完結できるようになったが、過去5年以内にハローワークの利用履歴のある人はそれが使えず、窓口に出向いたうえで紙での求職登録を求められる。またそうした人が求職者マイページを使いたい場合、ログインに必要なメールアドレスを紙に記入しハローワーク職員による手入力が必要となる。個人情報の一つともいえるメールアドレスを職員とはいえ第三者に紙で伝えるのはプライバシーリスクが大きい。他方で日本年金機構の「ねんきんネット」では窓口はアクセスキーの発行にとどめて、その後の登録作業は利用者に委ねている。マイナポータルとの連携も含めて利用者目線での使いやすいシステムにしてもらいたい。
提案理由	ハローワークインターネットサービスの求職者マイページの開設(登録)方法は当該HPIにて案内している。 https://www.hellowork.mhlw.go.jp/member/mem_establish.html この中でオンライン上での求職登録は可能だが全機能の利用は窓口相談が必須の旨が書かれている。つまりはオンライン登録者でも一度はハロワ窓口へ赴かなければならないこととなる。リモートで採用活動が完結し、実地で面談する必要性が薄れている中でこの仕組みは時代に逆行していると言える。またメールアドレスを紙に書かせること手作業で登録することは、プライバシーリスク以外にも迷惑メール対策で長い文字数のアドレスであったり、ドットやハイフン、アンダーバー等の記号が含まれるアドレスで打ち間違いが起こる。そうしたものにハロワ職員がすべて対応可能なのか基だ疑問だ。
提案主体	個人

	所管省庁	厚生労働省
制度の現状	<p>【ハローワークインターネットサービスからの求職申込み】 過去5年以内にハローワークをご利用になられた方の求職申込みについても、新たにハローワークインターネットサービスから求職情報を入力してお申し込みをいただくことができます。 また、求職者マイページを開設していただくことにより、一定期間内において過去の求職登録が無効になっていても、マイページ上で窓口等で登録することなく再度有効に切り替えることができます。</p> <p>【ハローワークを利用中の方のマイページ開設】 ハローワークをご利用されている方がマイページを開設する場合は、本人確認の上でアカウントのメールアドレスを窓口等で登録いただき、そのアカウントと既存の求職記録をハローワークで紐付けてマイページを開設しています。</p>	
該当法令等	-	
対応の分類	上段は現行制度下で対応済み下段は対応を検討	
対応の概要	ハローワークを利用中の方のマイページ開設(アカウントのメールアドレスの登録)については、今後のシステム改修などの機会を捉えて、予算の範囲内で改善を検討してまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:7

所管省庁への検討要請日	令和4年3月4日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	国家資格受験申込の電子申請化
具体的内容	国家試験の申請において、現在書類を郵便で取り寄せ、収入印紙を郵便局で買ってまた送り、受験票を送ってもらうという状態です。速やかな電子申請(マイナンバーカード利用)と受験料の電子決済の導入をお願いしたいです。
提案理由	国家資格の受験は国民の技能向上に寄与するものであり、受験の受けやすさは資格保有者の増加への国ができる具体的な支援と考えます。マイナンバーカードを利用して入力を簡便化し、電子決済ができれば紙書類の削減と郵便によるタイムラグや紛失の可能性を減少させられると考えます。担当部署の書類チェック後に送り返す業務時間は削減され業務効率化が考えられます。
提案主体	個人

	所管省庁	デジタル庁
制度の現状	国家資格の受験申請及び付随する手数料決済については、電子化されていない場合が多いところです。	
該当法令等	-	
対応の分類	検討に着手	
対応の概要	令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」の「6 デジタル社会の実現に向けた施策 1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 (3)マイナンバー制度の利活用の推進 ② 各種免許・国家資格等のデジタル化の推進」では、 医師、歯科医師、看護師等の約 30 の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。」としています。 当該プロジェクトの検討等を通して、提案事項への対応等について検討してまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:8

所管省庁への検討要請日	令和4年3月4日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	税・公金収納・支払の効率化等に向けた「電子納付」推進
具体的内容	税・公金収納・支払は紙処理が中心であり、社会全体で大きな費用負担である。また、紙媒体のため、コロナ禍における感染防止を目的とした非対面・非接触対応を進める上での障害の一つとなっている。 電子納付を一層推進することは、社会全体(国・自治体、金融機関、納税者)の費用削減・利便性向上・感染防止につながるため、利用周知だけでなく、例えば、納税者に対して、申請期間延長、税控除など窓口納付と非対面納付で納付額に差異を設ける、電子納税の義務付け等、電子納付を選択しやすくなるようなインセンティブを設けて頂きたい。また、推進面での支援(納付書のQR決済推進、電子納付のシステム導入補助)も併せてお願いしたい。
提案理由	1.制度の現状 ・大法人の電子申告は義務化されているが、その他の経済的・非経済的なインセンティブはない ・規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)において、「総務省及び財務省は、法人住民税・法人事業税/法人税・消費税の申告手続きについて、大法人の電子申告義務化の効果等について速やかに検証を行い、その結果を踏まえ電子申告義務化の範囲拡大を含め電子申告利用率100%に向けた取組の検討を行う」とされている ・従来から、各金融機関は、各種の電子納付サービスの体制を整備し、税・公金の電子申告を顧客へ周知しているが、個人・事業者の根深い紙文化等もあり、周知啓発だけでは、大幅な利用向上につながらないのが実情 ・各金融機関から自治体等にも税公金関連の依頼をしているが、各自治体だけでは進まず、国が強く主導していく必要 2.現状制度の弊害 ・2018年に実施された全銀協の調査によると、電子納付の割合は32%程度。また、税・公金収納等に係る金融機関の推定コストは約622億円/年。また、電子納付対応のため、金融機関はシステム改修コストを別途負担 ・自治体によっては、振込等のデータを「フロッピーディスク」で、銀行へ持込む、紙媒体で倉庫に保管、手作業で処理しており、金融機関だけでなく、社会全体で相応のコストになっている ・紙媒体での窓口処理により、感染防止のための非対面・非接触での対応につながらない側面 3.想定される効果 ・電子納付により上記の金融機関のコストだけでなく、自治体等においても事務処理・帳票の保管コスト削減が見込まれ、社会全体で効果が期待 ・非対面・非接触での対応による感染予防
提案主体	(一社)第二地方銀行協会

	所管省庁	財務省総務省
制度の現状	国税の電子納税については、「オンライン利用率引上げに係る基本計画」(令和3年10月18日財務省HP公表)において、目標値を設定し、当該基本計画に基づき、普及・拡大に取り組んでおります。 地方税の電子納付については、各地方団体ごとに非対面納付手段を用意しているほか、令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、主として法人に関係する申告税目について、eLTAXを通じた納付が可能となっております。	
該当法令等	なし	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	電子納税については、オンライン利用率を踏まえつつ、納税者の負担にも配慮し、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等含め検討をしていきます。 一方で、国税の納付については、納税者の利便性の向上と納税事務・税務執行の効率化を図るため、ひいては現金管理等に伴う社会全体のコストを修験する観点から、令和7年度までにキャッシュレス納付割合4割とすることを目指しており、金融機関や関係省庁と連携するなどキャッシュレス納付を推進してまいります。 地方税の納付については、令和4年度税制改正においては、令和5年4月から全ての税目についてeLTAXを利用して納付できるようにするほか、その納付手段をクレジットカードやスマートフォン決済アプリ等に拡大するため、所要の措置を講じております。 また、地方税統一QRコードの活用についても、令和5年度からの運用開始に向けて関係機関とも連携の上、情報提供、働きかけ等を行っているところです。 このような非対面納付手段の拡大をすることで、自宅やオフィスでの納税が可能となり、納税者の利便性が大きく向上することが期待されます。また、納税者のみならず、金融機関、課税庁である地方団体それぞれの事務負担軽減に資すると考えており、引き続き、関係機関とも連携し、電子納付の推進を行ってまいります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:9

所管省庁への検討要請日	令和4年3月4日	回答取りまとめ日	令和4年3月25日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	公的個人認証サービスで取得できる情報への氏名読み仮名の追加
具体的内容	より適格・適正な本人確認のため、公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき提供される基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)に「氏名読み仮名」情報を追加していただきたい。
提案理由	<p>1. 制度の現状 2016年1月より、行政機関等の利用に限られていた「公的個人認証サービス」(注)の利用対象が、民間事業者へ拡大された。 銀行は、同サービスを活用することで、顧客の初回取引(例:口座開設等)の際に、申込者の実在性および基本4情報(氏名、生年月日、性別、住所)を正確・確実に把握することが可能となった。 (注)公的個人認証サービスは、オンラインでの申請や届出といった行政手続やインターネットサイトへのログインを行う際などに、他人による「なりすまし」やデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段。顧客は、ICカードリーダーライターやスマートフォンにマイナンバーカードをかざし、暗証番号を入力することで電子証明書を民間事業者へ送信し、民間事業者は顧客から送信された電子証明書の有効性を地方公共団体システム機構へ確認することで、本人確認を行うことが可能。 また、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」(2021年5月19日公布)により、公的個人認証サービスにおいては、本人同意に基づき、事業者が最新の基本4情報を取得することが可能となる予定である。これによって、顧客が氏名・住所変更手続き等をすることなく、銀行は効率的に基本4情報の最新化を図ることが可能となる見込み。</p> <p>2. 現状制度の弊害 上記情報においては、氏名の読み仮名がなく、銀行の顧客情報データベースの精度向上、事務手続きにおいて支障となっている。</p> <p>3. 想定される効果 銀行の顧客情報データベースの精度向上、円滑な事務手続きによる顧客利便性の向上。</p>
提案主体	(一社)第二地方銀行協会

	所管省庁	デジタル庁総務省
制度の現状	署名検証者等の求めがあった場合で本人同意があるときは、署名検証者等は直接本人に照会することなく、地方公共団体情報システム機構から住民の最新の住所情報等を取得することが可能となる仕組みを構築し、令和4年度にサービスを開始することを目指すこととされている。本サービスにおいては、地方公共団体情報システム機構から署名検証者等へ基本4情報(氏名、出生の年月日、男女の別及び住所)を提供することとしている。	
該当法令等	-	
対応の分類	その他	
対応の概要	基本4情報は、本人を特定するための基本的な情報として広く利用されているものと認識しており、現在、法制審議会で、戸籍に係る氏名の読み仮名の法制化に関する検討が進められていることから、公的個人認証サービスにおける氏名の読み仮名の提供については、本審議会での検討状況等も踏まえつつ、慎重に対応して参ります。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号: 10

所管省庁への検討要請日	令和3年12月3日	回答取りまとめ日	令和4年1月13日
-------------	-----------	----------	-----------

提案事項	国税納付の電子化について
具体的内容	現在、国税の納付は紙発行での納付運用となっている。納付情報の発行から納付までを電子化範囲として認めいただきたい。 具体的には、現在のコンビニ納付(QRコード)の仕組みでは、納付情報及び納付書が紙での発行となってしまっている。このスキームの中で発行いただく納付情報をQRコードからJANコードへと変更し、納税者のスマートフォン等へ電子データを送付する仕組みを構築いただきたい。
提案理由	現在、国税通則法施行規則において、国税の納付について納付書は紙のみとする形で制限はされていないものの、例えば、コンビニ納付(QRコード)の仕組みを含め、実態として紙での納付書運用となっている。紙納付に伴う印刷や事務・管理コストは過大になっており、かつe-tax促進の取組みはありながら、現状では納税時に税務署に多くの納税者が赴く等、膨大な人的労務が発生している。また、行政事務の効率化、納税の円滑化の観点からも手作業を多く伴う紙であり続けなければならない理由は乏しく感じる。 スマートフォン等で電磁的に記録されたコードを表示し、コンビニエンスストアの店頭で直接支払うことができるようになれば、国税納付の負担も軽減され、税収の確保に繋がると考える。 申告納税である原則はあるものの、事前に納税内容を申告するQR納税の仕組みが活用可能であると思う。 https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm ※ちなみに、各自治体における地方税では電磁的記録を含むとされ、電磁的記録媒体での納付が認められている(地方自治法施行令第158条の二の2項)。 SDGs視点でペーパーレス化、環境保護に繋がる取組みとなりうる他、withコロナにあつて納税時期における税務署での密集の回避が見込める。さらに国のデジタル化推進にも叶うと考える。
提案主体	(一社)日本フランチャイズチェーン協会

	所管省庁	財務省
制度の現状	コンビニ納付(QRコード)とは、自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。 なお、具体的な手続は次のとおりです。 ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」(PDFファイル)をコンビニ店舗に持参 ② いわゆるキオスク端末(「Loppi」や「Famiポート」)に読み取らせることによりバーコード(納付書)が出力 ③ バーコード(納付書)によるレジで納付受託者に納付を委託する方法	
該当法令等	国税通則法施行規則第2条第2項第2号	
対応の分類	検討を予定	
対応の概要	コンビニ納付(QRコード)については、その実現に向けて各コンビニエンスストアと協議を重ねた上で現在の方式を採用し、平成31年1月から導入しているものです。 ご提案の件につきましては、新たな技術の動向や納税者等のニーズを踏まえつつ、更なる利便性向上や現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、法令、システム、予算面等含め導入可否等の検討をしています。	

区分(案)	◎
-------	---

提案内容に関する所管省庁の回答

共通課題対策WG関連

番号:11

所管省庁への検討要請日	令和4年2月3日	回答取りまとめ日	令和4年2月28日
-------------	----------	----------	-----------

提案事項	公的資格の各種講習会の更なるオンライン化の加速
具体的内容	食品衛生責任者実務講習会のオンライン化の普及・促進 消防設備士の法定講習のオンライン化 排水設備工事責任技術者更新講習のオンライン化
提案理由	コロナ禍において、各種講習会のオンライン化は進展しつつあるも、未だ十分な水準にあるとは言い難い。例えば、食品衛生責任者実務講習会については、Eラーニング方式等によるオンライン開催を実施している自治体もある一方で、従来の集合型の研修を実施している自治体が散見される。定期的に指定された日時・場所などに向いて受講しなければならない講習会は事業者にとって負担感が大きく、また大人数で集合することによる感染リスクもあるため、動画や書面を活用して事業所などにいながら講習を受講できる方法に全面的に転換することを国として推進すべきである。
提案主体	日本商工会議所

所管省庁	厚生労働省総務省国土交通省
制度の現状	コンビニ納付(QRコード)とは、自宅のパソコン等で作成したQRコードを使用し、国税庁長官が指定した納付受託者(コンビニエンスストア)へ納付を委託することにより国税を納付する手続です。 なお、具体的な手続は次のとおりです。 ① 自宅等で作成・出力した「QRコード」(PDFファイル)をコンビニ店舗に持参 ② いわゆるキオスク端末(「Loppi」や「Famiポート」)に読み取らせることによりバーコード(納付書)が出力 ③ バーコード(納付書)によるレジで納付受託者に納付を委託する方法
該当法令等	【総務省】 消防法第17条の10 消防法施行規則第33条の17 【厚生労働省】 食品衛生法第51条 (一般衛生管理の基準) 食品衛生法施行規則別表第17 【国土交通省】 標準下水道条例第6条の4、5
対応の分類	【総務省】対応【厚生労働省】その他【国土交通省】検討を予定
対応の概要	【総務省】 消防庁から都道府県に対し、「令和3年度消防庁第1次補正予算、令和4年度消防庁予算案及び令和4年度の消防防災に関する地方財政措置の見直し等を踏まえた留意事項について」(令和4年1月24日付け事務連絡)により、「防火管理再講習及び防火・防災管理再講習については、登録講習機関においてオンライン講習が実施されており、今後、新規講習も含め更なるオンライン化が検討されているところである。都道府県知事並びに消防本部及び消防署を置く市町村の消防長におかれては、当該オンライン講習の実施状況を踏まえつつ、新規講習も含め防火管理講習等のオンライン化について積極的に検討いただきたいこと。また、都道府県知事におかれては、消防設備士講習についても同様に検討いただきたいこと。」と通知し、オンライン化の検討を促しています。引き続き、講習のオンライン化について、都道府県に働きかけてまいります。 【厚生労働省】 食品衛生責任者の講習会については、通知(令和元年11月7日付け生食発1107第1号)において、自治体向けに従来の集合型に加えe-ラーニングその他の方法の併用が可能なことについてお知らせしているところですが、引き続き、周知を図ってまいります。 【国土交通省】 ご提案にある「排水設備工事責任技術者更新講習」については、各自治体が下水道条例の趣旨に基づき、任意で運用しているものと承知しているが、ご提案を踏まえ、今後、自治体等を対象とした会議等の場において、講習オンライン化の要望をいただいた旨、周知して参りたい。

区分(案)	◎
-------	---